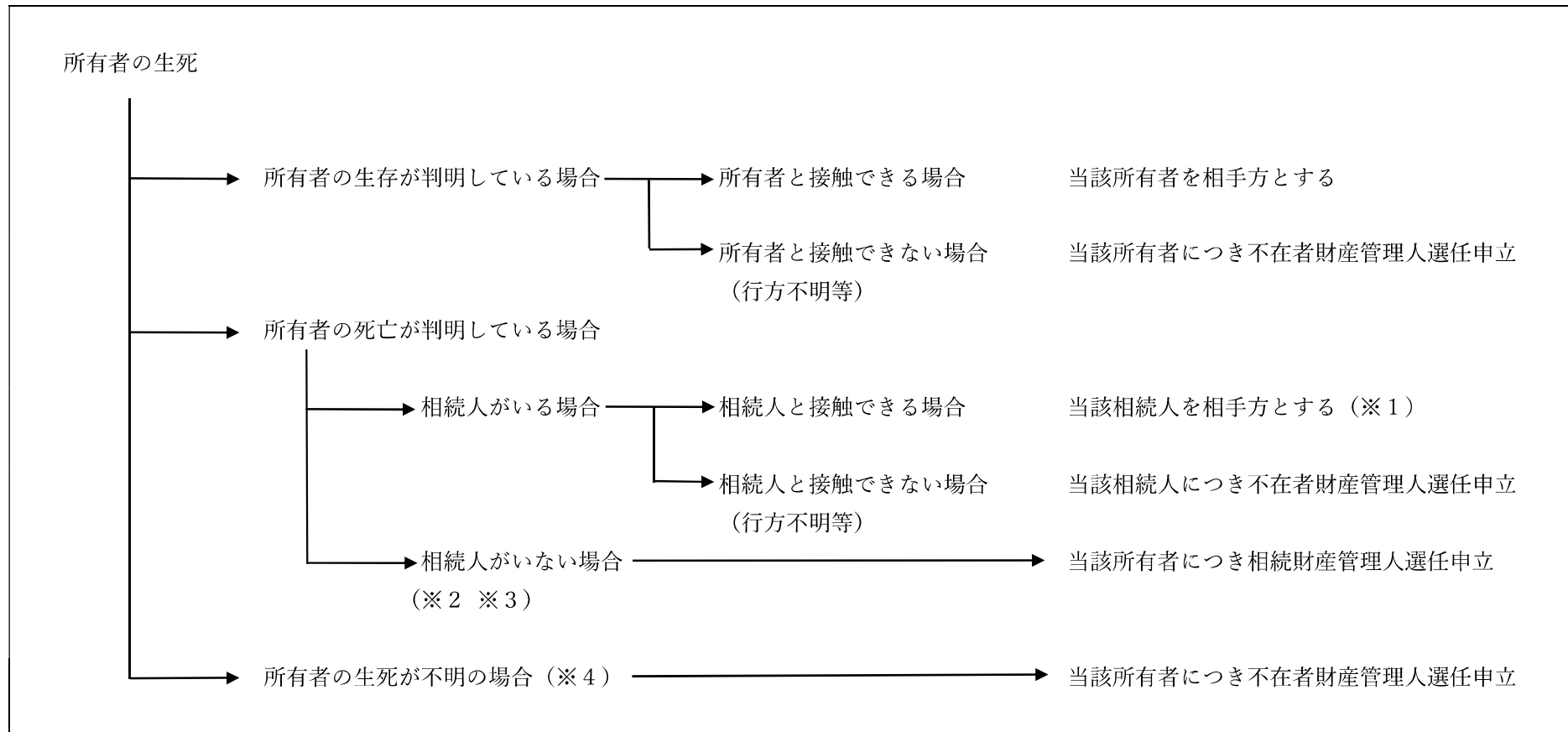


選択すべき手続の簡易フローチャート



※1：「相続人全員を相手方とする必要があるのか」という問題がある。

※2：「当初から法定相続人がいない場合」や「相続放棄等の後発的な事情により相続人がいない場合」などが想定される。

※3：相続放棄をしている場合であっても、管理責任が肯定される場合がある。

※4：判例上、生死不明の場合も不在者に該当するとして選任申立を認めているが、不在者財産管理人選任に財産管理人による調査によって本人が死亡していることが明らかとなった場合、相続人調査をした上で相続財産管理人選任申立に至るという迂遠な手続きとなる可能性がある。